

「佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会」概要

〔目的〕

法律に基づき3年ごとに策定している「佐倉市高齢者福祉・介護計画」に基づく施策や事業の推進に当たり、効果的な運用を期するために設置する組織です。

〔佐倉市高齢者福祉・介護計画の位置づけ〕

「佐倉市高齢者福祉・介護計画」は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」として位置づけられています。

〔現在の計画〕

令和3年度から令和5年度までの3年間を計画の対象期間とした「第8期佐倉市高齢者福祉・介護計画」を、令和3（2021）年3月に策定しています。

平成24～26年度 (2012～2014)	平成27～29年度 (2015～2017)	平成30～令和2年度 (2018～2020)	令和3～5年度 (2021～2023)	令和6～8年度 (2024～2026)
第5期計画	第6期計画	第7期計画	第8期計画	第9期計画
				

〔これまでの経過〕

平成12年、佐倉市高齢者保健・福祉・介護計画推進委員会設置要綱に基づき「佐倉市高齢者保健・福祉・介護計画推進委員会」を設置、平成18年3月末の委員任期満了に伴い、佐倉市全体の附属機関等の設置及び運営に関する見直しを踏まえて同要綱を改正、平成19年4月1日付けで「佐倉市高齢者保健・福祉・介護計画推進懇話会設置要綱」を施行し、当懇話会を設置しています。

また、第3期計画（平成18年度～平成20年度）までは、老人保健法に基づく「市町村老人保健計画」、老人福祉法に基づく「市町村老人福祉計画」、介護保険法に基づく「市町村介護保険事業計画」の3法に基づいた計画となっていました。老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正され、平成20年4月に同法施行後、「市町村老人保健計画」が法定計画でなくなったことから、第4期計画（平成21年度～平成23年度）から、名称を「佐倉市高齢者福祉・介護計画」と変更し、現在に至っています。

〔所掌事項〕

- (1) 高齢者計画の策定及び変更に関して意見を述べること。
- (2) 高齢者計画に関する事業の進行管理及び点検評価に際して意見を述べること。
- (3) 地域包括支援センターの設置及び運営等に関して意見を述べること。
- (4) 地域密着型介護サービス費の支給について意見を述べること。
- (5) 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関して意見を述べること。
- (6) 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準に関して意見を述べること。
- (7) 高齢者計画による施設の整備に当たり、施設の設置及び運営の主体として適当と認められる事業者を選考し、市長に報告すること。
- (8) 介護保険法第115条の48の規定による支援体制に関する検討をすること。
- (9) その他高齢者計画に必要なこと。

〔組織〕

- 定数14人以内
- 医師、歯科医師、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、高齢者クラブ、施設介護サービス事業者、在宅介護サービス事業者、公募市民、学識経験者から選出した委員により構成。
- 会長1人、副会長1人を置き、会長は会議の議長を務め、副会長は会長補佐及び会長代理を務める。

〔任期〕

委嘱日（令和4（2022）年5月予定）から令和7（2025）年3月末までの約3年間

〔会議〕

- 1年に3～4回程度の開催を予定。
- 会議は原則公開としますが、議事の内容において、特定の個人及び法人の情報に関して公開しないことが適当と認める場合は、非公開とします。

〔検討会〕

- 所掌事項の細部について調整等を行うため、必要に応じて以下の（1）～（4）の検討会を設置、開催します。なお、以下の検討会のうち（1）～（3）の委員については、当懇話会の委員の一部が構成員となります。
 - （1）高齢者福祉検討会、（2）介護保険検討会、（3）事業者選考検討会、（4）認知症対策検討会

〔事務局〕

福祉部高齢者福祉課

※「地域包括支援センター運営協議会」について

〔「地域包括支援センター運営協議会」とは…〕

「佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱」の所掌事項（３）に、「地域包括支援センターの設置及び運営等に関して意見を述べること。」と規定されており、当懇話会は、地域包括支援センターの公正・中立性の確保、その他地域包括支援センターの円滑、適正な運営を図るために設置することとされている「地域包括支援センター運営協議会」を兼ねていることから、以下の内容について、ご意見を述べていただくことになります。

- ①地域包括支援センターの設置等の承認に関すること（センターの設置、変更及び廃止、センター業務の委託先法人の選定及び変更、その他センターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項など）
- ②地域包括支援センターの業務の方針に関すること
- ③地域包括支援センターの運営に関すること（運営状況に関する点検・評価など）
- ④その他市が必要と認めるもの

〔「地域包括支援センター」とは…〕

平成１８年４月施行の介護保険法の改正により、新たに設置されることになったもので、高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活ができるように支援を行う機関です。センターには保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの専門３職種が配置され、主に次の業務を行っています。

- ①総合相談支援
- ②権利擁護（高齢者虐待の防止など）
- ③包括的継続的ケアマネジメント支援（ケアマネジャーとの連携体制の強化、指導・支援）
- ④在宅医療・介護連携推進事業（医療と介護の連携体制の強化）
- ⑤生活支援体制整備事業（地域資源の開発、サービスとニーズのマッチングなど）
- ⑥認知症総合支援事業（認知症の普及・啓発、介護や医療との連携推進など）
- ⑦地域ケア会議推進事業（地域課題の抽出、解決、地域ネットワーク構築など）
- ⑧一般介護予防事業（介護予防の普及・啓発など）
- ⑨指定介護予防支援事業（要支援の認定者を対象とした、介護予防ケアプランの作成・評価など）

〔地域包括支援センターの運営体制〕

佐倉市では、地域包括支援センターを、平成２０年度までは市役所内（１ヵ所）に設置し運営していましたが、平成２１年度から、地域の身近な場所で相談ができるよう、日常生活圏域ごとに市内５ヵ所で開設し、民間法人に運営を委託しています。

日常生活圏域	地域包括支援センター の名称	担当地域
志津北部圏域	志津北部 地域包括支援センター	上座、小竹、青菅、先崎、井野、井野町、宮ノ台、 ユーカーリが丘、南ユーカーリが丘、西ユーカーリが丘
志津南部圏域	志津南部 地域包括支援センター	上志津、上志津原、下志津、下志津原、中志津、西 志津
臼井・千代田 圏域	臼井・千代田 地域包括支援センター	臼井、臼井田、臼井台、江原、江原新田、角来、印 南、八幡台、新臼井田、江原台、王子台、南臼井台、 稲荷台、生谷、畔田、吉見、飯重、羽鳥、染井野
佐倉圏域	佐倉 地域包括支援センター	田町、海隣寺町、並木町、宮小路町、鎗木町、新町、 裏新町、中尾余町、最上町、弥勒町、野狐台町、鍋 山町、本町、樹木町、将門町、大蛇町、藤沢町、栄 町、城内町、千成、大佐倉、飯田、岩名、萩山新田、 土浮、飯野、飯野町、下根、山崎、上代、高岡、宮 前、白銀、鎗木仲田町
根郷・和田・ 弥富圏域	南部 地域包括支援センター	六崎、寺崎、寺崎北、太田、大篠塚、小篠塚、神門、 木野子、城、石川、表町、大作、大崎台、山王、春 路、馬渡、藤治台、寒風、直弥、上別所、米戸、瓜 坪新田、上勝田、下勝田、八木、長熊、天辺、宮本、 高崎、坪山新田、岩富町、岩富、坂戸、飯塚、内田、 宮内、西御門、七曲

